

議第百一号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて
行う投票に関する条例について

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を次のように定めるものとする。

令和八年九月十七日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて
行う投票に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号。以下「法」という。）
第三条第三項及び第五条後段の規定に基づき、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機による投票)

第二条 岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙の投票（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、法第三条第一項の条例を定めた市町村のうち美濃加茂市の区域内の投票区に限り、選挙人が、自ら、投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。）において、電磁的記録式投票機（法第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機をいう。以下同じ。）を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている岐阜県議会議員又は岐阜県知事の選挙の候補者（以下「候補者」という。）のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該候補者を選択したことを電磁的記録媒体（法第二条第一号に規定する電磁的記録媒体をいう。）に記録する方法によるものとする。

(電磁的記録式投票機における表示の方法)

第三条 電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別（以下「候補者の氏名等」という。）の表示の方法は、全ての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法とする。ただし、候補者が多数であることその他の事由によりこれにより難い場合に

は、電磁的記録式投票機の映像面に表示した五十音の中から当該電磁的記録式投票機は、電磁的記録式投票機の映像面に表示した五十音の中から当該電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないものとして岐阜県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が認める方法とすることができる。

2 前項の規定による候補者の氏名等の表示の順序は、公職選挙法第一百七十五条第三項の規定によるくじで定める順序によるものとする。

（委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、岐阜県議会議員の選挙についてはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される一般選挙から、岐阜県知事選挙については施行日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提 案 説 明

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の規定に基づき、電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。